

国内上場有価証券等取引に係る上場有価証券等書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が国内の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「国内上場有価証券等」（※1）といいます。）の売買等を行うにあたって、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください（※2）。

国内上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

※1: 「国内上場有価証券等」には、国内の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。

また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。

※2: 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

<手数料・その他費用の概要>

- 国内上場有価証券等の売買等にあたっては、当該国内上場有価証券等の購入対価のほかに、所定の売買（取引）手数料をいただきます。詳しくは、下記「2. 手数料及びその他費用」の記載をご覧ください。
- 国内上場有価証券等を募集等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 国内上場有価証券等に関する口座開設費・管理料は頂戴いたしません。

<国内上場有価証券等のお取引に関するリスク>

[価格変動リスク]

- 国内上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※）といいます。）の価格・評価額の変動に伴い、国内上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[信用リスク]

- 国内上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務・財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務・財産の状況の変化が生じた場合、国内上場有価証券等の価格が変動することにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

[その他の留意点]

- 国内上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換

される（できる）旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格・評価額の変動や、当該財産の発行者の業務・財産の状況の変化に伴い、国内上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格・評価額が当初購入金額を下回ることにより、投資元本を割り込み、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

- 新株予約権、取得請求権等が付された国内上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。
- 上場新株予約権証券は、上場期間（上場日から2ヶ月間以内）又は行使期間（行使期間満了の日が当該上場新株予約権の割当てに係る基準日後2ヶ月間以内）が短期間となりますのでご注意ください。
- 上場新株予約権証券は、期限付きの有価証券であり、権利行使期間が終了した場合、その価値を失うリスクがあります。上場期間内に上場新株予約権証券を売却するか、権利行使期間内に新株予約権を行使して当該上場会社の株式取得を選択しなければ、投資金額全額を失う場合があります。
- 上場新株予約権証券の権利行使を行って株式を取得するためには、所定の金額の払込みが必要となります。

※ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

<国内上場有価証券等のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません>

国内上場有価証券等のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんのでご注意ください。

1. 国内上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における国内上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- 取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 国内上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 国内上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 国内上場有価証券等の売出し

2. 手数料及びその他費用

お取引内容に応じ、以下の手数料をいただきます。

ただし、NISA口座及びジュニアNISA口座（未成年者口座）（以下、「非課税口座」といいます。）での売買手数料は0円です（単元未満株の取引及びジュニアNISAにおける課税未成年者口座での取引を除く）。

手数料には別途消費税がかかります。なお、この書面における手数料はすべて税込で表示しています。

(1) 国内上場の株式、ETF（上場投資信託）・REIT（不動産投資信託）、上場新株予約権証券、

その他国内上場有価証券等の売買手数料

インターネット売買手数料では、「取引毎手数料」と「一日定額手数料」のいずれかを、月ごとに選ぶことができます。

「成行」とは、値段を指定せず、迅速な執行を重視する注文方法をいいます。

「指値」とは、値段を指定して売買する注文方法をいいます。

① インターネット売買手数料コース

	1 注文の約定金額	売買手数料								
		ウェブサイト (マネックストレーダー株式 スマートフォンアプリ以外)※3	マネックストレーダー株式 スマートフォンアプリ							
取引毎手数料	10 万円以下	110 円								
	10 万円超 20 万円以下	198 円								
	20 万円超 30 万円以下	275 円								
	30 万円超 40 万円以下	385 円								
	40 万円超 50 万円以下	495 円								
	50 万円超 100 万円以下	成行 1,100 円 指値 1,650 円	約定金額の 0.11%							
	100 万円超	成行 約定金額の 0.11% 指値 約定金額の 0.165%								
一日定額手数料 (※1、2)	1 日の約定金額合計		売買手数料							
	100 万円以下		550 円							
	100 万円超 以降、300 万円ごと		2,750 円							
	<p>1 日の約定金額のうち、約定金額 300 万円ごとの売買を「ボックス」という単位と呼びます。</p> <p>1 ボックスごとの売買手数料は、月間利用ボックス数に応じて下記の表のとおりとなります。</p> <p>また、月間利用ボックス数は、約定日ベースで月初から月末までカウントします。 (例：1 日の約定金額が 100 万円超 300 万円以下の場合は 1 ボックス、300 万円超 600 万円以下は 2 ボックスとカウントされます。)</p> <p>100 万円以下の場合はボックス数にはカウントされません。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月間利用ボックス数</th> <th>1 ボックスのお支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20</td> <td>2,750 円</td> </tr> <tr> <td>21～120</td> <td>2,475 円</td> </tr> <tr> <td>121 ボックス以降</td> <td>1,815 円</td> </tr> </tbody> </table>			月間利用ボックス数	1 ボックスのお支払額	1～20	2,750 円	21～120	2,475 円	121 ボックス以降
月間利用ボックス数	1 ボックスのお支払額									
1～20	2,750 円									
21～120	2,475 円									
121 ボックス以降	1,815 円									

※1 1 日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。

※2 コールセンターをご利用の注文は、1 日の約定金額合計の対象とはなりません。

※3 ジュニア NISA における課税未成年者口座での取引は「ウェブサイト」売買手数料が適用されます。
(「旧オリックス証券口座向け売買手数料コース」又は「旧トレードステーション利用口座向け売買手数料コース」が適用されている場合でも上記「ウェブサイト」売買手数料が適用されます。)

【旧オリックス証券口座向け売買手数料コース】

インターネット売買手数料において、2010年5月1日のマネックス証券とオリックス証券の合併に際し、旧オリックス証券に口座があり、合併後、「旧オリックス証券の売買手数料」が適用されているお客様の場合は、以下の売買手数料となります。

	1 注文の約定金額	売買手数料
取引毎手数料	10 万円以下	210 円
	10 万円超 20 万円以下	262 円
	20 万円超 50 万円以下	440 円
	50 万円超 100 万円以下	838 円
	100 万円超 150 万円以下	995 円
	150 万円超 3,000 万円以下	1,571 円
	3,000 万円超	1,650 円

	1 日の約定金額合計 (※)	売買手数料
一日定額手数料	50 万円以下	330 円
	50 万円超 100 万円以下	880 円
	100 万円超 200 万円以下	1,760 円
	200 万円超 300 万円以下	2,640 円
	以降 100 万円増えるごとに	880 円加算
	6,200 万円超	一律 55,000 円

※ 1 日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。

※ コールセンターをご利用の注文は、1 日の約定金額合計の対象とはなりません。

【旧トレードステーション利用口座向け売買手数料コース】

インターネット売買手数料において、2020年8月7日のサービス終了日における日本株取引ツール「トレードステーション」利用者については、2020年8月11日以降、1日の約定金額合計（現物取引及び信用取引を合算）に応じて以下の一日定額手数料が適用されます。なお、当社が定める一定の条件を満たしたお客様については、特別手数料が適用されます。

	1 日の約定金額合計 (※)	売買手数料
ミニプラン	10 万円ごとに	55 円
ノーマルプラン	100 万円ごとに	440 円
ラージプラン	1,000 万円ごとに	3,575 円

※1 日の約定金額合計は現物取引及び信用取引を合算の上、売買手数料を計算いたします。なお、お取引がない日の売買手数料はかかりません。コールセンター経由のご注文は、1 日の約定金額合計の対象となります。

(ご注意)

- 2020年8月7日のサービス終了日において選択している手数料プラン（ミニプラン・ノーマルプラン・ラージプラン）が適用されます。後日変更はできません。
- 2020年8月11日以降、旧トレードステーション利用口座向け売買手数料コースから他の手数料コースへ変更した場合は、変更後の手数料コースが適用されます（旧トレードステーション利用口座向けの手数料コースに再度戻すことはできません）。

② コールセンター売買手数料コース

	売買手数料
コールセンター	約定金額の0.44%（最低手数料 2,750 円）

※ 非課税口座及びジュニア NISA 口座における課税未成年者口座では、コールセンター経由での売買注文は原則としてお受けしておりません。ただし、お客様の使用にかかるコンピューター、電気通信回路の故障その他やむを得ない事情があると当社が認めた場合には、コールセンター経由での売買注文をお受けすることがあります。その場合、上記に記載のコールセンター手数料が適用されます。

③ IFA 売買手数料コース

	1 注文の約定金額	売買手数料
取引毎手数料 (※)	25 万円以下	2,750 円（最低手数料）
	25 万円超 100 万円以下	約定代金の 1.1%
	100 万円超 200 万円以下	約定代金の 0.9625%+1,650 円
	200 万円超 300 万円以下	約定代金の 0.88%+3,300 円
	300 万円超 400 万円以下	約定代金の 0.825%+4,950 円
	400 万円超 500 万円以下	約定代金の 0.77%+7,150 円
	500 万円超 1,000 万円以下	約定代金の 0.66%+12,100 円
	1,000 万円超 2,000 万円以下	約定代金の 0.605%+17,600 円
	2,000 万円超 3,000 万円以下	約定代金の 0.55%+28,600 円
	3,000 万円超 5,000 万円以下	約定代金の 0.33%+94,600 円
	5000 万円超 1 億円以下	269,500 円
	1 億円超 2 億円以下	324,500 円
	2 億円超	379,500 円

※ 単元未満株の売却については、「(2) 国内上場有価証券等のその他取引手数料」の単元未満株のインターネットの手数料が適用されます。

(2) 国内上場有価証券等のその他取引手数料

	手数料
募集・売出株	ブックビルディング参加費用 購入時手数料など
	無料（0 円）
	立会外分売
	無料（0 円）
単元未満株 ※1	インターネット
	コールセンター※2
	約定金額の 0.55%（最低手数料 52 円）
	約定金額の 1.1%（最低手数料 2,095 円）
	転換社債型新株予約権付社債（CB）※3
	約定金額の 0.44%（最低手数料 2,750 円）

※1 単元未満株の売却代金が税込の最低手数料に満たない場合、手数料（税込）の金額はその売却代金を上限とします。また、非課税口座及びジュニア NISA 口座における課税未成年者口座での取引についても上記に記載の売買手数料が適用されます。

※2 非課税口座及びジュニア NISA 口座における課税未成年者口座では、コールセンター経由での売買注文は原則としてお受けしておりません。ただし、お客様の使用にかかるコンピューター、電気通信回路の故障その他やむを得ない事情があると当社が認めた場合には、コールセンター経由での売買注文をお受けすることがあります。その場合、上記に記載のコールセンター手数料が適用されます。

※3 当社で現にお預りしているものを売却する場合にのみ適用されます。新規の買付けは取り扱っておりません。

○その他留意事項

- 外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) でご確認ください。

(3) その他諸費用

- 口座開設費及び管理・維持費はすべて無料（0円）です。

3. 当社の概要

商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号		
本店所在地	〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目12番32号		
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	12,200百万円		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1999年5月		
連絡先	お客様ダイヤル	固定電話	0120-846-365（無料）
		携帯電話・一部IP電話	03-6737-1666（有料）
	ウェブサイト	ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問い合わせいただけます。	

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 口： お客様ダイヤル

電話番号： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666（有料）

受付時間： 8時00分～17時00分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

(2020年12月)

KTM_JYO-18.1

SOR 取引約款

第1条（本約款の趣旨）

この約款は、お客様が、マネックス証券株式会社（以下、「当社」といいます。）を介して行う SOR 取引（以下、「本取引」といいます。）に関する当社とお客様の権利・義務に関する事項を定めるものです。

第2条（自己責任の原則）

お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項および慣行等に従い、本取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項のほか、別途お客様に提供する「SOR 取引説明書」（以下、「本件説明書」といいます。）の内容を十分理解し、同説明書に則って取引することに同意のうえ、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第3条（用語の意義）

本約款における用語の意義は、次のとおりとし、金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）、株式会社日本証券クリアリング機構および株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項および慣行（以下「法令等」といいます。）中、取引の条件に関連する条項に従うものとします。

● PTS (Proprietary Trading System)

内閣総理大臣による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムです。当社では SBI ジャパンネクスト証券株式会社の運営するジャパンネクスト PTS で執行します。

ジャパンネクスト PTS には、PTS 第 1 市場(J-Market)、PTS 第 2 市場(X-Market) および PTS 第 3 市場(U-Market) があり、当社ではお客様が SOR を指定して取引する場合、PTS 第 1 市場(J-Market)に注文を執行します。

● SOR (Smart Order Routing)

お客様の売買注文について、取引所金融商品市場、PTS およびダークプール等の市場またはシステムのうち、最良の価格で約定できると思われる市場またはシステムに注文を執行する注文形態をいいます。また、SOR であることを指定された注文を「SOR 注文」、SOR 注文を執行するためのシステムを「SOR システム」、東京証券取引所上場銘柄のうち SOR 注文が可能な銘柄として当社が指定する銘柄を

「SOR 対象銘柄」といいます。

- **ダークプール**

投資家の売買注文を付け合わせる証券会社内のシステムをダークプールといいます。ダークプールで対当する注文は東京証券取引所の立会外取引システム（ToSTNeT 市場）で執行します。

第4条（遵守すべき事項等）

お客様は、当社との間で行う本取引に関しては、法令等の本取引に関連する条項に従うとともに、本取引の対象となる有価証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指示のあったときは、その指示に従うものとします。

第5条（本取引の対象）

本取引は、現物取引と信用取引に提供いたします。ただし、信用取引についてはダークプールへの接続はいたしません。

お客様は、本約款の内容を理解し同意したうえで、本取引を行うことができるものとします。本取引におけるダークプールへの接続は、信用取引口座（スタート信用口座を含む）または先物・オプション取引口座（オプション買建専用口座を含む）を開設されているお客様の現物取引にのみ提供いたします。いずれの口座も開設していない場合または信用取引の場合は、東京証券取引所及びPTSにのみ取り次ぎます。なお、現物取引、信用取引ともに、注文画面の初期表示では本取引を行う選択がされているため、本約款に同意されないお客様は、注文画面で本取引を行う選択を外した上で注文の指示をするものとします。

第6条（本取引の内容）

当社における本取引の内容は、お客様に対して別途提供する本件説明書に記載されるとおりとします。お客様は、本件説明書に同意の上、同説明書の定めるところにより本取引を行うものとします。本件説明書と本約款の内容に齟齬がある場合には、本件説明書が優先するものとします。

第7条（注文の執行）

- 1 当社は、お客様から受託した注文について、本取引である旨の指定があり、かつ、当社の最良執行方針に基づき SOR システムにおいて PTS またはダークプールでの執行

- が適切と判定された場合にのみ、PTS またはダークプールで当該注文を執行します。
- 2 PTS またはダークプールでの注文の執行は SOR システムにおける判定を通じて自動的に行われ、当社は、お客様が PTS またはダークプールでの執行を指定する注文を受付けないものとします。
 - 3 当社の定める SOR 対象銘柄以外の銘柄については、本取引である旨を指定する注文を受付けないものとします。
 - 4 当社は、PTS およびダークプールの一方または両方での注文の執行がお客様の利益に資しないと判断する場合その他必要がある場合に、PTS およびダークプールの一方または両方に注文を執行しないことがあります。
 - 5 信用取引における現引・現渡注文は本取引の対象外となります。

第 8 条（報告書の作成および提出）

お客様は、PTS 認可業者または東京証券取引所が有価証券の売買その他の取引の適切な管理および本取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報（氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号）、取引内容およびその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社が PTS 認可業者または東京証券取引所の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類を PTS 認可業者または東京証券取引所に対して提出する必要があることに同意するものとします。

第 9 条（臨時停止、臨時挙行の通知）

当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が、臨時休業日、臨時半休日、売買取引の臨時停止または臨時挙行を定めた場合は、緊急やむを得ないときを除きあらかじめその旨をウェブサイト等でお客様に通知するものとします。

第 10 条（本約款の解約）

次の各号のいずれかに該当したときは、当社は、お客様の同意を得ずに、本約款に定める各契約を解約することができるものとします。ただし、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

- ① お客様が証券総合取引口座を解約したとき。
- ② お客様が本約款の条項のいずれかにつき重大な違反を犯し、当社が本約款の解約を通告したとき。
- ③ 前各号のほか、証券総合取引約款第 29 条に掲げる事由が生じた場合、契約を解除する

ことが適当であると当社が認める事由に該当したとき、またはやむを得ない事由により、当社がお客様に対して解約の申出をしたとき。

第11条（免責事項）

- 1 当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責を負わないものとします。
 - ① 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等（当社、PTS 認可業者および東京証券取引所が運用するシステム機器等を含みますが、これらに限りません。）の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、PTS 認可業者が PTS の運営をできなくなった場合、東京証券取引所が立会外市場取引システムの運営をできなくなった場合、または当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。
 - ② お客様の注文または約定後の決済が、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかったか、誤った注文もしくは決済となったか、または実行されなかった場合（金融商品取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害、または回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合または誤った発注となった場合を含みます。）。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに約定が成立した本取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。
 - ③ お客様からの注文の受付に際し、入力されたお客様のログインIDおよびパスワード、取引暗証番号と、予め当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引。
 - ④ 本取引に際し、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が提供する情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。ただし、当社、PTS 認可業者または東京証券取引所に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。
 - ⑤ 本取引に際し、当社が提供する情報につき、PTS 認可業者または東京証券取引所が公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合。
 - ⑥ 天災地変、戦争・紛争、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受または寄託等の手続きが遅延しまたは不能となった場合（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）。
 - ⑦ 当社、PTS 認可業者または東京証券取引所の判断（日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む）により、SOR システム、PTS について、全体または個別銘柄ごとに

売買停止、制限等の措置を実施した場合。

- ⑧ お客様が本約款に違反した場合。
 - ⑨ お客様と当社との間の通信回線の第三者による傍受等の場合。
 - ⑩ その他当社の責めに帰すべからざる事由により損害が発生した場合。
 - ⑪ 前各号のほか証券総合取引約款第 29 条および第 30 条に掲げる事由が生じた場合。
- 2 当社は、当社に故意または重過失が認められる場合を除いて、お客様に関するあらゆる種類の営業の損失、得べかりし利益の喪失および間接的損害について責任を負わないものとします。

第 12 条 （売買取引の臨時停止または制限、あるいは規定時限外取引）

お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、PTS および東京証券取引所の立会外市場取引システムでの注文執行を停止するなど本取引を制限すること、また、PTS 認可業者および東京証券取引所が、売買取引の全部または一部を臨時に停止、制限すること、および規定時限外に本取引を行うことに同意するものとします。

- ① 対象銘柄が上場している主たる取引所が対象銘柄の売買停止等の措置を行った場合、または日本証券業協会が対象銘柄の取引所金融商品市場外取引を停止した場合。
- ② SOR システム、PTS または立会外市場取引システムの稼働に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないときと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が認めるとき。
- ③ 対象銘柄について発行会社またはメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確であるときまたは情報の内容を周知させることが必要であるとき等、売買を継続することが適当でないときと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が判断した場合。
- ④ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないときと当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が認める場合。
- ⑤ 天災地変、戦争・紛争、政変、ストライキ、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、本取引の注文および約定の執行、金銭および有価証券の授受等が遅延または不能となったとき。
- ⑥ 取引の公正性確保のためなど当社、PTS 認可業者または東京証券取引所が必要と認めた場合。
- ⑦ その他当社が売買取引を停止、または制限することが適当と判断した場合。

第 13 条 （PTS および立会外市場取引システムのシステム障害時における本取引の処理）

- 1 PTS または東京証券取引所立会外市場取引システムにおけるシステム障害またはそ

のおそれがある場合により PTS 認可業者または東京証券取引所が売買取引を停止する場合には、原則として本取引の受注および執行を停止するものとします。

- 2 第 1 項に基づいて受注を停止する前に当社が受け付けた未約定の注文は、システム障害復旧後に執行するものとします。ただし、障害の状況により、当社は本取引を東京証券取引所立会市場への注文として取扱うことがあります。
- 3 PTS または東京証券取引所立会外市場取引システムにおけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している本取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
- 4 PTS または東京証券取引所立会外市場取引システムにおけるシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合、その約定の取扱いは PTS 認可業者または東京証券取引所の方針に従うものとします。

第 14 条 (当社の SOR システム障害時における注文の処理)

- 1 SOR システムにおけるシステム障害またはそのおそれがある場合は、原則として本取引の受注および執行を停止するものとします。
- 2 第 1 項に基づいて受注を停止する前に当社が受け付けた未約定の注文は、システム障害復旧後に執行するものとします。
- 3 SOR システムにおけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している本取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。
- 4 SOR システムにおけるシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない本取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。

第 15 条 (東京証券取引所立会市場のシステム障害時における本取引の処理)

東京証券取引所立会市場においてシステム障害が発生した場合には、当社は本取引の受注および執行を停止するものとします。

第 16 条 (証券総合取引約款等の適用)

本約款に別段の定めがないときは、金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、日本証券業協会の諸規則、当社の証券総合取引約款のほか当社が定める各種約款・規程等の定めによるものとします。

第17条（本約款条項の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、金融商品取引所および日本証券業協会が定める諸規則の変更、その他当社が必要と認める事由が生じた場合に民法の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。

以上
(2020年4月)